

法の番人か、権力の侍女か

玖珂医師会 八木 謙

「法の番人か? 権力の侍女か?」というこの 標題は、西川伸一著『これでわかった!内閣法制 局』という本のサブタイトルとして使われている 文言である。

内閣法制局とは何か。日本の行政機関の一つで 内閣に置かれ、行政府内における法令案の審査や 法制に関する調査などを所管する法律の専門家集 団である。法律問題に関し、内閣並びに内閣総理 大臣及び各省大臣に対し意見を述べること、とあ る。内閣がやろうとしている事案が日本の現行法 と矛盾していないか、徹底的に国中の法を読み込 む。

対して厚生労働省には法律の専門家はいない。 で、時々法に反する判定をする。例えば産婦人科 領域では看護師の内診は違法だとか、人工妊娠中 絶のとき DV 夫なら夫の同意はいらないとか。法 を無視する判定だ。判定?判定とはなんだ。司法 でもないのに行政が判定などできるのか。

内閣法制局は違う。内閣法制局は法律のプロの 集団である。今、政府がやろうとしているマイナ 保険証制度を内閣法制局はどうとらえるか。

内閣法制局はこう言うであろう、「デジタル担当大臣そして総理、政府がやろうとしているマイナ保険証の導入は法的に不可です。マイナンバーカードの普及は可能です。しかしこれを保険証と紐付けることは法的にできません。何故なら医師には刑法上の守秘義務があります」。

カルテをデジタル化してオンラインでデジタル庁に繋ぐ。これを医師にやらせる。医師の守秘義務は刑法上にあるから、これに抵触すれば懲役もありえる。大臣の権限でその懲役は免除する。よって内閣は医師に法を犯すことを強制できるの

だ、との考え方は不遜である。医師達は従わないでしょう。個人のお金の流れをデジタル化して政府が把握するのはいい。しかし、個人の健康状態を政府が把握・管理するのはプライバシーの侵害となる。

与党も野党もマスコミもマイナ保険証が個人情報保護法に合致しているかについてだけ議論している。そこには刑法上の医師の守秘義務についての議論がまったく抜けている。

デジタル庁のマイナンバー保険証に関する説明 は以下のようになっている。

- ①万全のセキュリティで支援します。
- ②マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。
- ③ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっています。

以上、個人情報保護法はクリアしていますと言っている。しかし、刑法上の医師の守秘義務が クリアできていると言えるのだろうか。すでにそれぞれの手続きを行う行政職員には情報が洩れているのである。この時点で医師の守秘義務は破られていると言えないか。

個人情報保護法をクリアできているとしても、 刑法上の医師の守秘義務はクリアできているのか について、以下の3点を検証してみたい。①個人 情報保護法を守っていることは医師の守秘義務を 守っていることの十分条件か。②医師の守秘義務 を守っていることは個人情報保護法を守っている

ことの十分条件か。③個人情報保護法を守ってい ることは医師の守秘義務を守っていることの必要 十分条件といえるか。①、③は間違い。まとめる と医師の守秘義務を守っていることは個人情報保 護法を守っていることの十分条件である。これは 十分条件であって、必要十分条件ではない。つま り、守秘義務を守っていることと個人情報保護法 を守っていることは同値ではない。同値ではない と言う事の意味を考えてみたい。では必要条件、 十分条件、必要十分条件について説明する。まず 必要十分条件。これを同値と言った。例えば2等 角三角形と2等辺三角形は言葉は違うが同じもの を表している。2等角三角形であることは2等辺 三角形であることの必要十分条件である。同値で ある。これと異なり、個人情報保護法を守ってい ることと守秘義務を守っていることは同値ではな い。ところがこれを同値だと錯覚している。そこ が問題なのだ。次に十分条件の例を示す。日本人 であることは人間であることの十分条件である。 私は日本猿でもないし日本脳炎ウイルスでもな い。私は人間である。そして私は日本人である。 人間であることは日本人であることの必要条件で ある。日本人であることは人間であることの十分 条件である。日本人であることが証明できていれ ば、人間であることを証明する必要は無い。刑法 上の守秘義務を守っていることは個人情報保護法 を守っていることの十分条件である。ならば、刑 法上の守秘義務を守っていれば個人情報保護法は 守られている。逆に個人情報保護法が守られてい れば、医師の守秘義務は守られていると言えるか 否か。言えない。個人情報保護法がクリアできて も、医師の守秘義務がクリアできない場合もある。

に降り立つ。マスコミに報道され、動画も流れる。それは個人情報保護法違反ではない。事実なのだ。しかし、彼が何処で誰と会って、どんな密約をしたのかを暴露するのは個人情報保護法違反となる。では、ある有名女優が産婦人科医の私の診療所に来たとしよう。診療内容を何も洩らさなくとも、彼女が私の診療所に来たという事を私が洩らせば医師の守秘義務違反である。診察室に入って来たとき、診療契約が結ばれている。その診療契約には医師の守秘義務が含まれている。このように個人情報保護法が守られていても、医師の守秘義務違反になることはある。

医師は患者が打ち明けた患者の秘密は決して他 人に漏洩してはならない。

教会で神父は懺悔(confession)を受ける。受 洗者は神父に罪を告白して赦しを受ける。中には 漏れたら刑務所行きになる告白もある。神父は絶 対に秘密を守る。このコンフェッションルームと デジタル庁をオンラインで繋いだとする。デジタ ル庁のたった一人の役人しかこれを聞かなかった としても、この告解はすでに外に漏れたことにな る。神父になったとき、信者の告解の内容は絶対 に洩らさないと神に誓ったのだ。外に漏れる可能 性があり正直な告解ができなければ信者は告解を しなくなる。そうなると、信者の魂は救われない。 コンフェッションルームとデジタル庁をオンラ インで繋いだとき神父は神との誓いを破り、神父 を辞めなくてはならない。

医師は医師になったとき、ヒポクラテスの誓いを立てる。その誓いの中には患者の秘密を守るという一文がある。その誓いを破ったとき医師は医師を辞めなくてはならない。

多くの先生方にご加入頂いております!

その例を一つ挙げよう。ある有名人が成田空港

お申し込みは **随時** 受付中です

医師賠償責任保険

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険

傷害保険

詳しい内容は、下記お問合せ先にご照会ください

取扱代理店

山福株式会社

引受保険会社

TEL 083-922-2551 損害保険ジャパン 株式会社

山口支店法人支社 TEL 083-231-3580



損保ジャパン

SOMPO